

広島市学校給食用物資納入業者選定委員会規程

第1条 この規程は、一般財団法人広島市学校給食会定款細則第6条第2項の規定に基づき、広島市学校給食用物資納入業者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員会は、広島市学校給食用物資納入業者の選定に関し、会長の諮問に答えるものとする。

第3条 委員会の委員は、第1号から第3号までに掲げる者を会長が委嘱し、第4号に掲げる者の中から会長が任命する。

- (1) 広島市教育委員会事務局学校教育部健康教育課長の職にある者
- (2) 広島市健康福祉局保健部食品指導課長の職にある者
- (3) 広島市経済観光局中央卸売市場中央市場業務担当課長の職にある者
- (4) 一般財団法人広島市学校給食会役員

第4条 委員会の委員の定数は、7名以内とし、その任期は、3か年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、その前条各号の職を失ったときは、委員の資格を失う。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、第3条第4号に掲げる委員の中から会長が指名する。

2 委員長は、会議の議長となる。副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

第6条 会議の開催は、3か年に1回会長が諮問事項を付して要請し、委員長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

2 委員長は、必要かつやむを得ないと認めるときは、書面により可否を求めて議決に代えることができる。

附 則

この規程は、一般財団法人広島市学校給食会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年2月5日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に広島市学校給食用物資納入業者選定委員会の委員長及び副委員長である者は、改正後の第5条第1項の規定によりそれぞれ指名された者とみなす。